

## 令和4年度使用小中学校教科用図書の採択についての議事録

令和3年7月21日（水）開催 定例教育委員会にて

教育長	議案第1号「令和4年度使用小中学校教科用図書の採択について」の審議を行う。
主任指導主事	<p>本議案は、令和4年度使用教科用図書の採択に関するものだが、</p> <p>「選定を要しない小学校教科用図書の採択」</p> <p>「選定を要しない中学校教科用図書の採択（除く 社会歴史的分野）」</p> <p>「新規選定を要する中学校教科用図書の採択（社会 歴史的分野）」</p> <p>の3点に分けて議事を進めるが、議事に入る前に、中学校教科用図書の採択について説明を行う。</p> <p>教科用図書の採択は、『義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律』第13条第4項、第5項及び第14条の規定に基づいて、共同採択地区である知多管内5市5町の教育委員会が協議により規約を定めて「知多教科用図書採択地区協議会」を設置し、その協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないとされている。小中学校で使用する教科用図書は、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択することになっている。政令で定める期間は、『義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令』第15条により、4年と定められていることから、小中学校で使用する教科用図書は、4年間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択することになる。</p> <p>今回採択する令和4年度使用の小学校と社会 歴史的分野を除く中学校の教科用図書は、先の4年間に含まれるので、選定を要しない採択となる。一方、社会 歴史的分野においては、自由社の「新しい歴史教科書」が、教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第6条第3号により採択替えを行うことも可能となった。従って、社会歴史的分野の教科用図書は、現在採択している教科用図書以外の教科用図書を採択することができるようになり、改めて選定が必要となっている。</p>
教育長	<p>今の説明について、質問はないか。</p> <p>それでは、「令和4年度使用小学校教科用図書の採択について」の審議を行う。</p>

主任指導主事	<p>先ほどの説明のとおり、この提案は義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項、第5項及び第14条の規定に基づいて、小学校及び中学校で使用する教科用図書の採択を求めるものである。令和4年度に使用する小学校教科用図書の採択については、本日配布した資料のとおり、知多教科用図書採択地区協議会から依頼があった。小学校教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条に則って、令和3年度と同一の教科用図書を採択することとなっている。知多教科用図書採択地区協議会においても同様に承認するよう求めている。以上、採択原案どおり、承認をお願いしたい。</p>
教育長	<p>説明は、知多地区が共同採択であり、5市5町の教育長と、学識経験者・保護者・校長・教頭・教員の代表が委員を務める知多教科用図書採択地区協議会で協議され、承認されたものであるが、この説明について、質問や意見はないか。</p>
榑原委員	<p>令和3年度使用の教科書について、内容が大きく変わるものはあるのか。また、学校現場から使いにくいという申し出はあったか教えてほしい。</p>
主任指導主事	<p>採択に影響するような大きな変更はない。また、使いにくいという申し出は聞いていない。</p>
上杉委員	<p>昨年度も採択地区協議会の求めに応じて同一の教科書を採択したように記憶している。今使用している教科書はいつから使用されているのか。</p>
主任指導主事	<p>令和元年度に採択され、令和2年度から使用している。</p>
久米委員	<p>現在の教科書は2年目の使用となり、内容に大きな変更がなく、学校現場からも使いにくいという申し出がないのであれば、継続して使用するのがよいと考える。</p>
桂委員	<p>来年度、仮に教科書を変えると、カリキュラムを変更する必要が出てくるので、学校現場の先生のことを思うと負担が大きいのではないか。</p>
教育長	<p>他にはいかがか。</p> <p>(委員からの意見、質問等なし)</p>

教育長	それでは、採決に入る。令和4年度使用小学校教科用図書の採択については、知多教科用図書採択地区協議会において承認されたとおりでよいか。
全教育委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、本案を承認することとする。 続いて、「社会 歴史的分野を除く、令和4年度使用中学校教科用図書の採択について」の審議を行う。
主任指導主事	社会 歴史的分野を除く中学校で使用する教科用図書については、先に説明したとおり、令和3年度と同一の教科用図書を採択することとなっており、知多教科用図書採択地区協議会においても、令和3年度と同一の教科用図書を承認するよう求めていることから、採択原案どおり、承認をお願いしたい。
教育長	今の説明について、質問や意見はないか。
榑原委員	令和3年度使用の教科書について、内容が大きく変わるものはあるのか。また、学校現場から使いにくいという申し出はあったかどうか教えてほしい。
主任指導主事	採択に影響するような大きな変更はなく、使いにくいという申し出は聞いていない。
久米委員	昨年度の採択で慎重に協議され、適切に採択されたため、現在の教科書が使いにくいという学校現場からの申し出がなかったのだと思う。内容に大きな変更がないのであれば、継続して使用するのがよいと考える。
桂委員	小学校同様、来年度、仮に教科書を変えると、カリキュラムを変更する必要がある。学校現場の先生のことを思うと負担が大きいのではないか。
上杉委員	今年度1年限りで教科書を変更するのは、マイナス面の方が大きいように思うので、令和4年度も引き続き同一の教科書を使用する方がよいと思う。
教育長	他にはいかがか。

	(委員からの意見、質問等なし)
教育長	それでは、採決に入る。社会 歴史的分野を除く令和 4 年度使用中学校教科用図書の採択については、知多教科用図書採択地区協議会において承認されたとおりでよいか。
全教育委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、本案を承認することとする。 続いて、「令和 4 年度使用中学校 社会 歴史的分野の教科用図書の採択について」の審議を行う。
主任指導主事	令和 4 年度使用中学校 社会 歴史的分野の教科用図書の採択について、別紙のとおり知多教科用図書採択地区協議会から依頼があった。 社会歴史的分野の中学校教科用図書については、再申請を経て新たに発行されることに伴う教科用図書の選定となり、社会歴史的分野の教科用図書の選定理由が知多教科用図書採択地区協議会より届いているので報告する。  社会 歴史的分野の教科用図書は、8 社から発行されているが、選定されたのは、「日本文教出版」である。 本文の脚注欄に「連携コーナー」を設け、地理的分野・公民的分野と関連付けられるように配慮されている。また、「歴史を掘り下げる」の特設ページを設け、今日的な課題の歴史的な背景や出来事を取り上げ、興味・関心を高める工夫がされている点などが選定理由である。  知多教科用図書採択地区協議会では研究と採択が進められ、7 月 12 日に採択地区協議会として、以上のように選定し、採択原案が決定された。 教科用図書については、知多採択地区での共同採択となることから、この趣旨を踏まえて審議をお願いしたい。
教育長	それでは、これまでの説明について、意見はないか。
榊原委員	令和 3 年度使用の教科書について、内容が大きく変わるものはあるのか。また、学校現場から使いにくいという申し出はあったか教えてほしい。
主任指導主事	採択に影響するような大きな変更はなく、使いにくいという申し出は聞いていない。

久米委員	昨年度の採択で慎重に協議され、適切に採択されたため、現在の教科書が使いにくいという学校現場からの申し出がなかったのだと思う。また、すべてが検定を通過していることからどれも遜色ないので、継続して使用するのがよいと考える。
桂委員	脚注に「連携コーナー」を設け、地理的分野・公民的分野の学習に関わる事項を確認することができるよう工夫されていてよいと思う。
上杉委員	仮に、歴史的分野と地理的分野・公民的分野の教科書が異なるものになるとすると、それぞれの関連がわかりづらくなるのではないか。子どもにとって混乱なく、わかりやすく、学びが深まるようにするためにも、同じ出版社の教科書がよいと思う。
教育長	他にはいかがか。  (委員からの意見、質問等なし)
教育長	それでは、採決に入る。令和4年度使用中学校 社会 歴史的分野の教科用図書の採択について、知多教科用図書採択地区協議会において承認されたとおりでよいか。
全教育委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、本案を承認することとする。 知多教科用図書採択地区協議会の答申を承認し、教科用図書を採択したことを、報告させていただく。
主任指導主事	議事録の公開期日についてであるが、議事録作成後、8月31日までは非公開となるので、本日の議事内容について取扱いには注意いただきたい。